

機械等による重篤な労働災害の防止対策について

～製造業や加工施設等を中心に～

厚生労働省 北海道労働局
北見労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働災害発生件数

令和7年 業種別労働災害発生状況 その1

令和7年確定値

北海道労働局

業種別	令和7年			令和6年			対前年		業種割合 (%)	令和6年確定値		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	49	7,730	7,779	48	8,585	8,633	-854	-9.9	100.0	48	8,585	8,633
製造業	6	1,103	1,109	7	1,114	1,121	-12	-1.1	14.3	7	1,114	1,121
食料品	1	544	545	2	578	580	-35	-6.0	7.0	2	578	580
木材・家具		92	92		104	104	-12	-11.5	1.2		104	104
紙・印刷		24	24		17	17	7	41.2	0.3		17	17
窯業・土石	1	49	50		42	42	8	19.0	0.6		42	42
金属・機械	1	198	199	3	144	147	52	35.4	2.6	3	161	164
その他	3	196	199	2	229	231	-32	-13.9	2.6	2	212	214

事故の型別ワースト

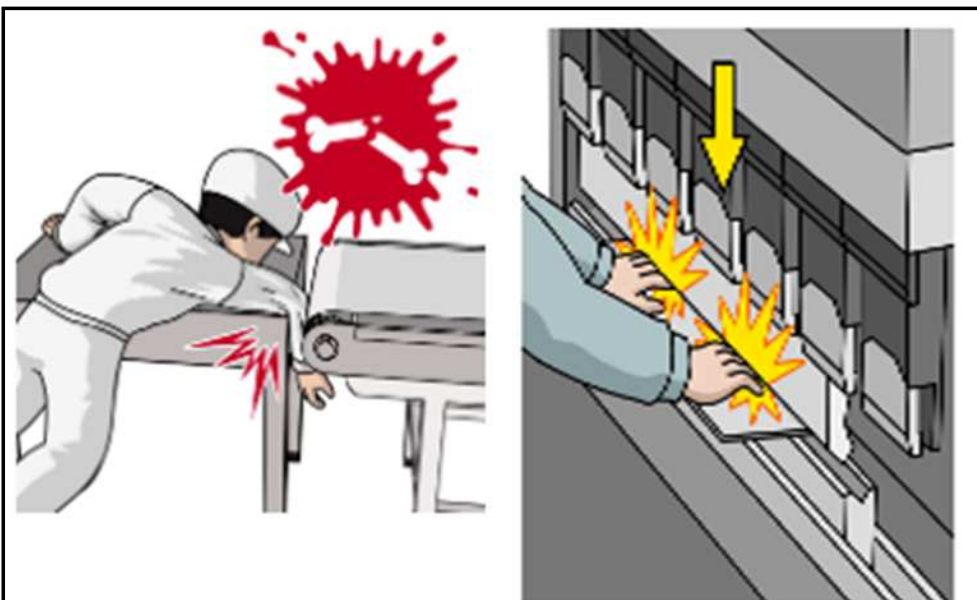
- 1 転倒災害 324件
- 2 はさまれ・巻き込まれ災害 235件
- 3 墜落・転落災害 116件
- 4 動作の反動蒸れな動作 112件
- 5 切れ・こすれ災害 103件

事故の型別ワースト(死亡)

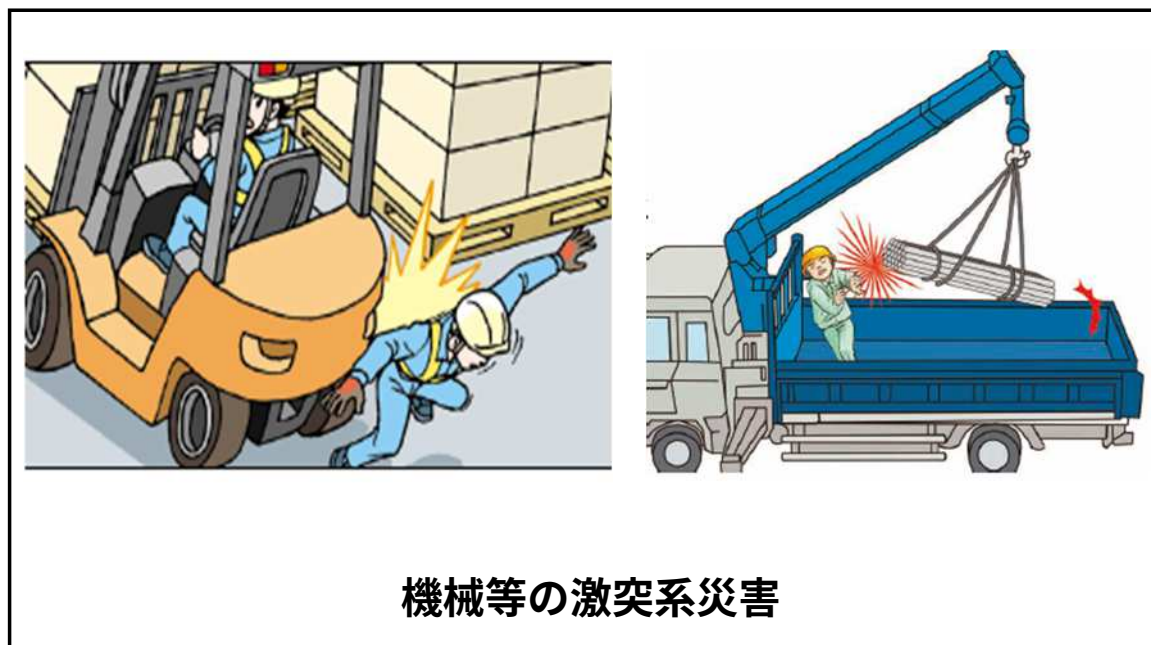
- 1 墜落・転落 2件
はさまれ・巻き込まれ災害 2件
- 2 激突され 1件
おぼれ 1件

労働災害発生件数

機械に起因する労働災害の一例



機械のはさまれ・巻き込まれ災害



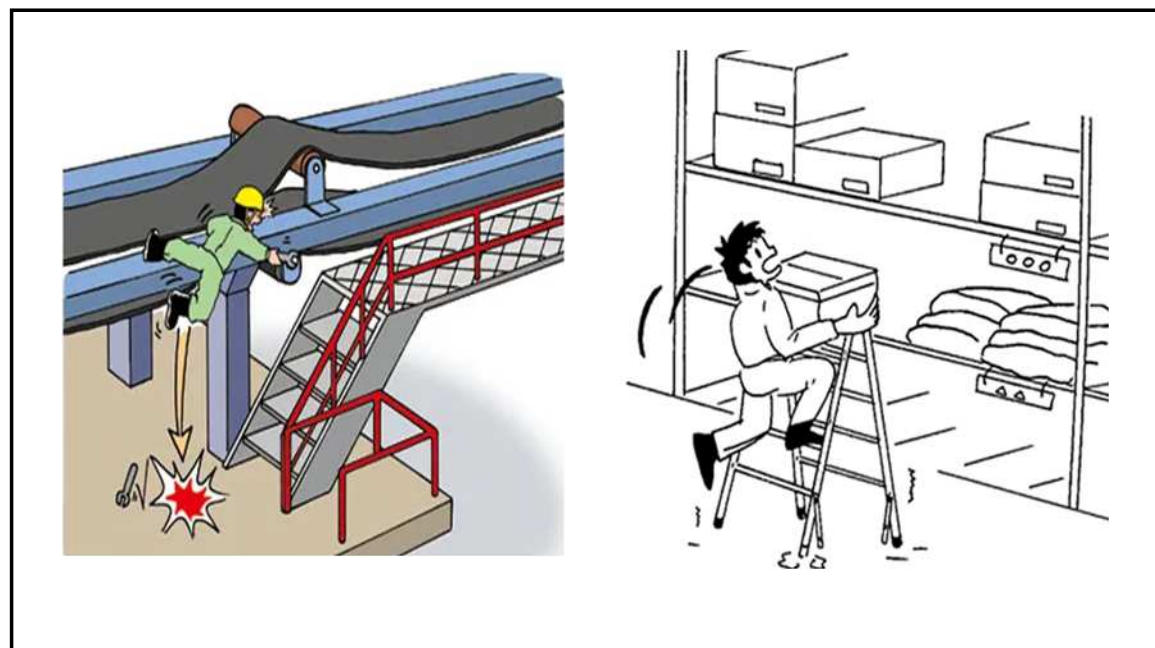
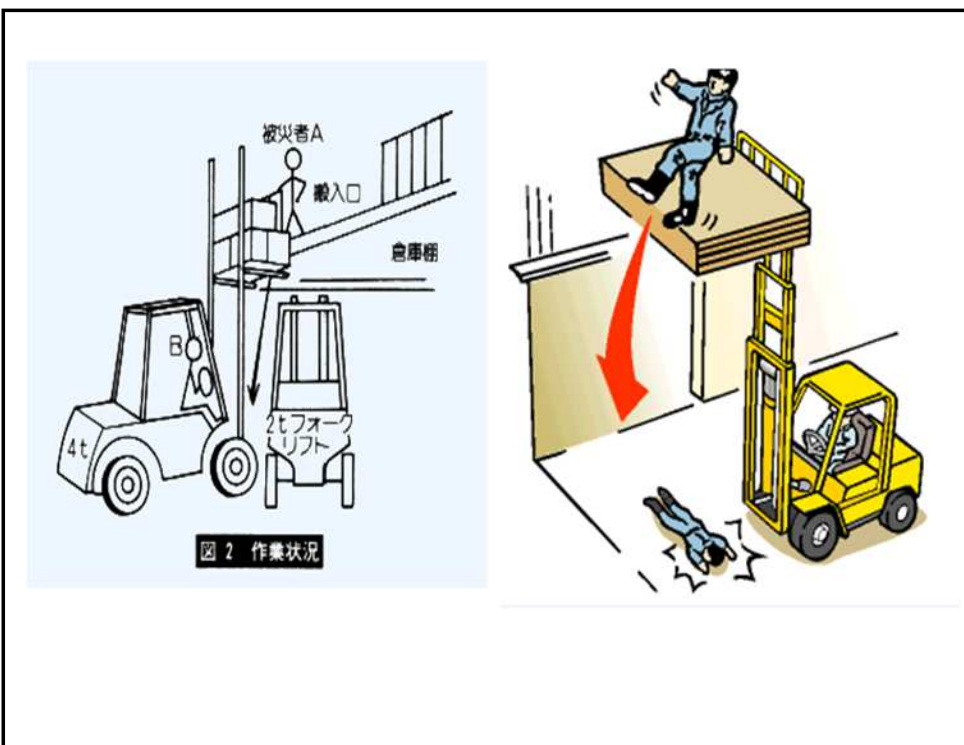
機械等の激突系災害



死亡や重篤な労働災害の発生

労働災害発生件数

墜落・転落による労働災害の一例



死亡や重篤な労働災害の発生

第14次労働災害防止計画(2023-2028)

労働災害防止計画とは

● 労働安全衛生法(第6条)に基づき、労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等を厚生労働大臣が定める5か年計画。

事業者に取り組んでいただきたい内容
(2027年まで)(アウトプット指標)

機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策
に取り組む事業場を60%以上

取組の成果として得られる結果
(2027年まで)(アウトカム指標)

機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者
数を2022年と比較して5%以上減少

業種別労働災害防 止対策の推進より (製造業)

事業者に取り組んでもらいたいこと

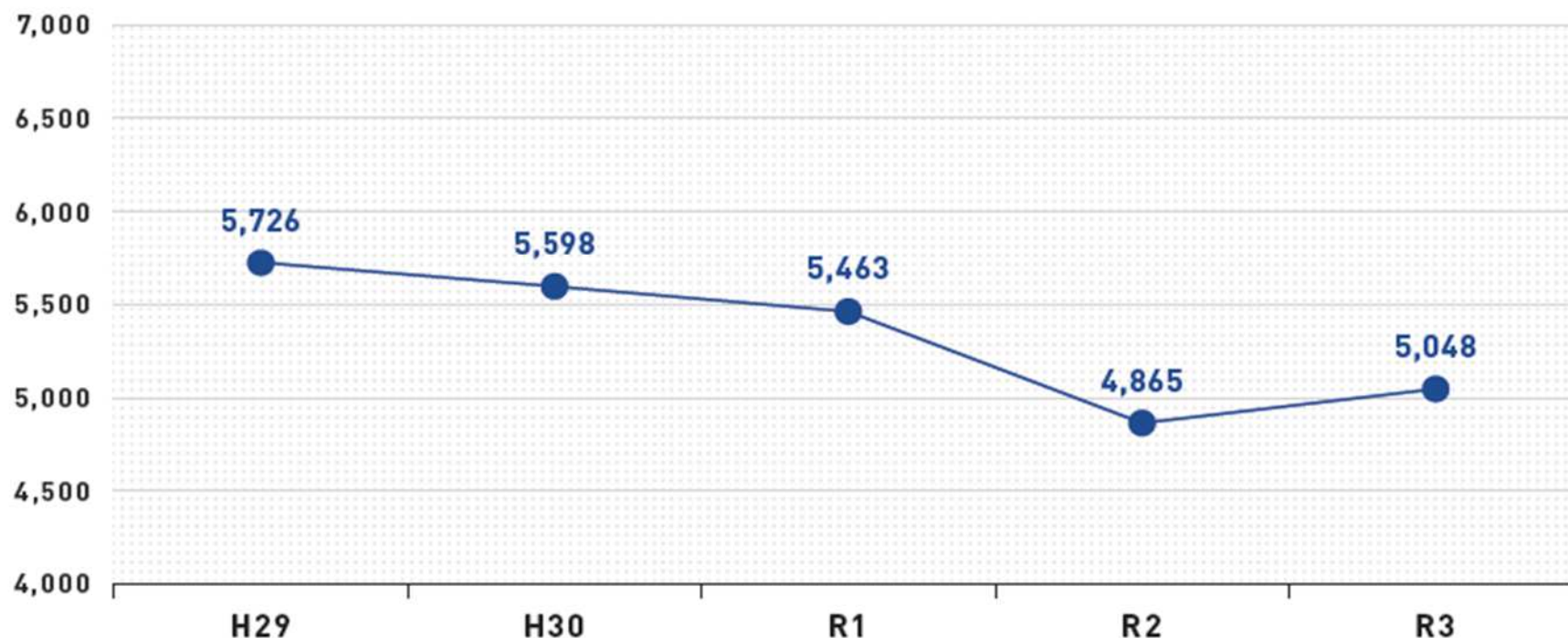
- ・製造時の残留リスク情報の使用者への確実な提供
- ・機能安全の推進により機械等の安全水準を向上
- ・リスクアセスメントの実施結果に基づき合理的な代替措置による安全対策を推進

*国は、作業手順の理解や危険への感受性を高めるためのVRの活用要件を検討

労働災害発生件数

全国

機械(※)によるはさまれ・巻き込まれ災害の死傷者数の推移



(※) 原動機、動力伝達機構、木材加工用機械、建設用機械、金属加工用機械、一般動力機械、車両系木材伐出機械等、動力クレーン等、動力運搬機を計上

労働災害発生件数

北海道労働局発表

安全通信

9月号

北海道における労働災害発生状況

令和8年9月14日

労働災害による死亡者数は令和8年 27 人に

～「はさまれ、巻き込まれ」災害が多く発生しています～

令和8年の北海道における死亡者数は 27 人（前年同期比 9 人減）であり、8 月に新たに把握した死亡者は、建設業の「墜落、転落」が 1 人、建設業、接客娯楽業、清掃・と畜業の「はさまれ、巻き込まれ」がそれぞれ 1 人ずつでした。

本年は 8 月までに「はさまれ、巻き込まれ」災害が 7 件発生しています。**機械のリスク低減 3 原則**は、**①本質安全の原則**（危険源の除去）、**②隔離の法則**（人が接近、接触できないようにする）、**③停止の原則**（停止していれば危険ではない）です。これらをもとに「設備」と「人」の対策を徹底してください。

令和8年9月 16 日(水)から 18 日(金)まで第 85 回（令和8年度）全国産業安全衛生大会を開催いたします。詳しくは下記 4（1）をご覧ください。

労働災害発生件数

北見署管内で最近発生した機械による災害の発生状況について

- 令和7年は、製造業で、機械によるはさきれ・巻き込まれ災害が22件発生しました。その中には、身体の一部を失うなど障害が残るものもありました。
- 令和8年は、製造業で、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害が9月末時点で4件発生しており、そのうち、死亡労働災害により1名が亡くなりました。
- 機械による災害は、一般動力機械、コンベヤーによるものが最も多く発生しています。また、機械の通常使用時の災害より、清掃、調整中に機械を止めず作業し、機械に巻き込まれる災害が多く発生しています。
- これからの時期は、農産物の収穫などによる繁忙期となり、薄暮時期が早まるなど作業環境の変化もあり、労働災害が多発しやすい時期となりますので、安全衛生管理の徹底が必要となります。

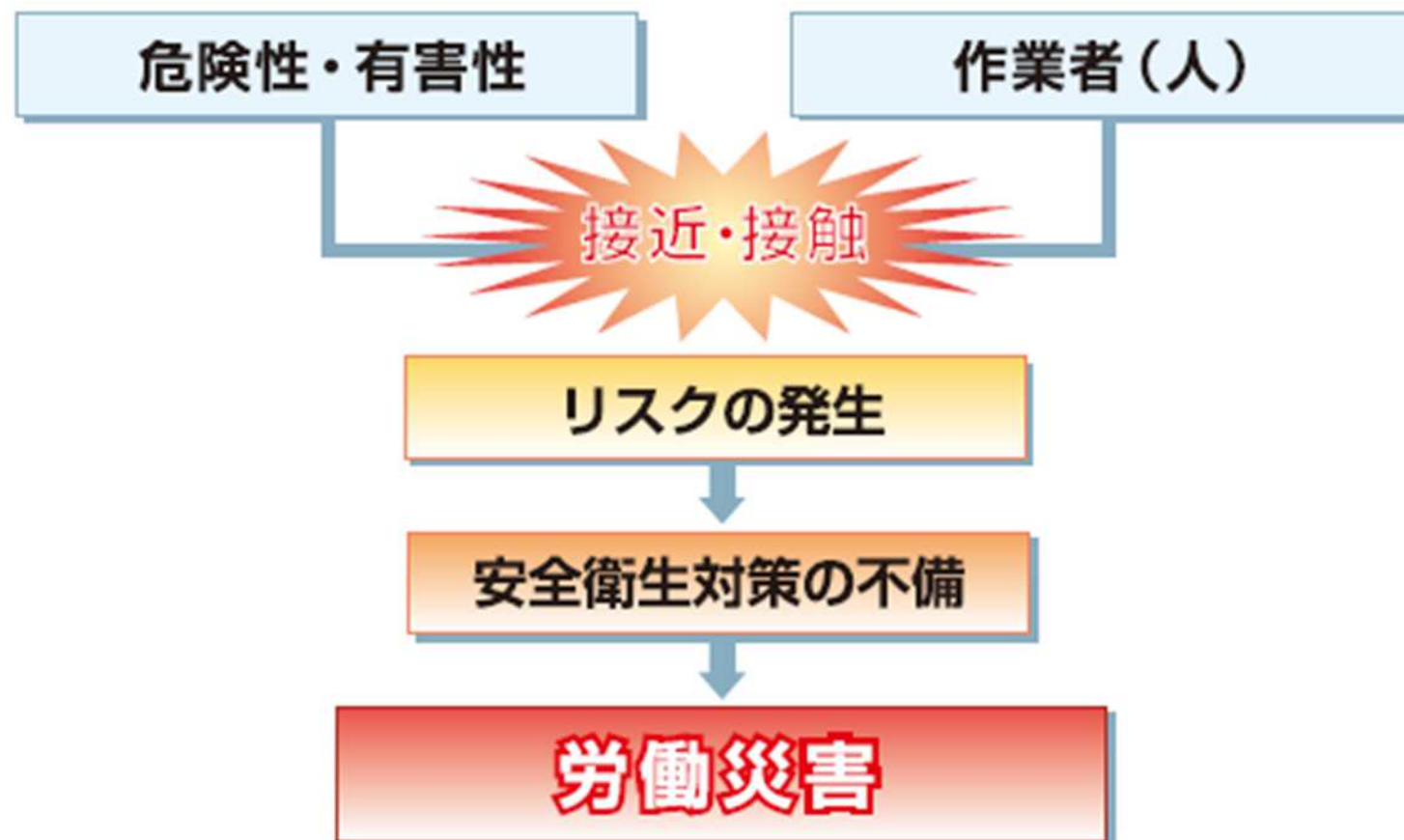
死亡労働災害事例

令和8年 死亡労働災害発生状況

北見労働基準監督署

件数	発生月 時間帯	事業 の 種類	職種	災害の種類	災害発生状況の概要
				起因物	
1	7月 11時台	その他の食料品製造業	機械整備・修理従事者	はさまれ	被災者は、農協集出荷施設内の農作物処理設備において、機械の調整等作業中、異音がしたため機械の投入口内部を覗き込んだところ、設備の運転を停止させなかったため、可動した装置に身体の一部を挟まれ被災した。
				動力運搬機	

同種災害の再発防止について



刑事上の責任

労働安全衛生法違反
業務上過失致死傷罪

民事上の責任

不法行為責任や安全配慮
義務違反による損害賠償

行政上の責任

作業停止・使用停止等の
行政処分

労働災害

補償上の責任

労働基準法および労働者災害
補償保険法による補償

社会的な責任

企業の信用低下
存在基盤の喪失

同種災害の再発防止について

労働安全衛生法では、機械の清掃や調整、点検時に可動域などに近づく際には、機械を停止することが義務付けられています。

《労働安全衛生規則》

第107条（そうじ等の場合の運転停止等）

- 1 事業者は、機械（刃部を除く。）のそうじ、給油、検査、修理又は調整の作業を行なう場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。
ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。
- 2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠をかけ、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

同種災害の再発防止について

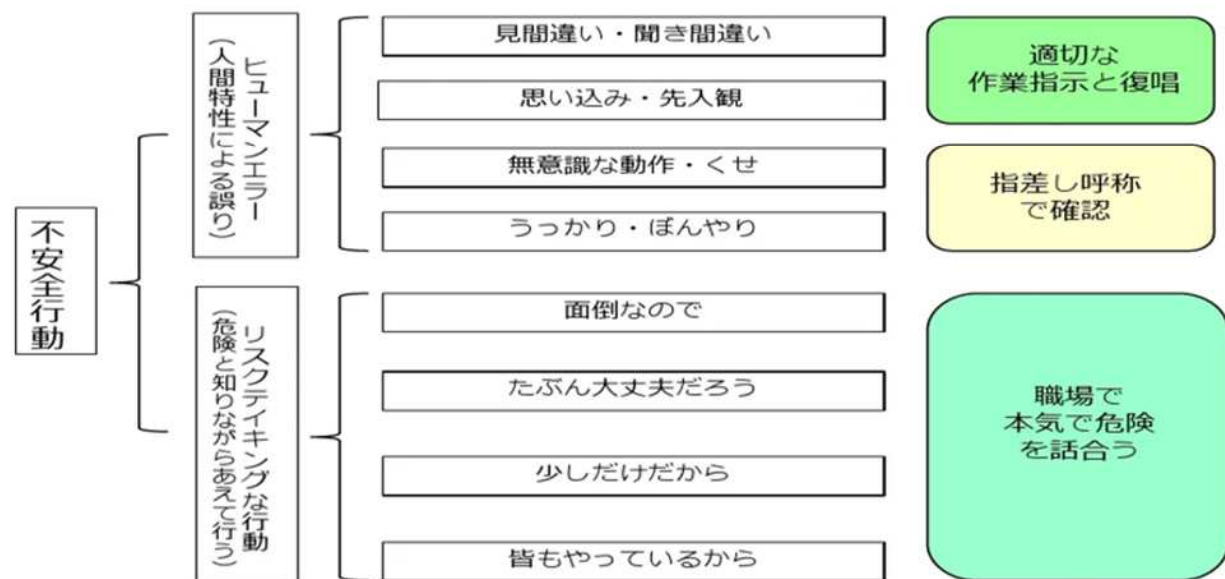
2 不安全行動の種類とそれらに応じた対応の必要性

関係機関や学術的な研究結果で数多く提唱されているように、不安全行動には、様々な種類があります。それらを防止するためには、種類ごとに適した対策が必要です。

不安全行動の性質に応じて講じるべき**人的対策を整理したもの**としては、例えば、図5があります。

不安全行動の性質に応じて講じるべき**管理的対策を整理するとともに、管理的対策では全てを防止できない災害があることを示したもの**として、例えば、図6があります。

図5 不安全行動の類型と防止するための人的対策



出典：中央労働災害防止協会作成資料

不安全行動を踏まえた安全衛生管理の一例

- ・安全衛生教育の実施(定期)
- ・作業手順書の作成
- ・職長等による作業指揮の徹底
- ・職場パトロール
- ・安全衛生意識高揚のための取組
(例：安全・衛生週間など)

回転部への囲いの設置、電源を切り機械を停止させないと内部へ通じる囲いを外せない(インターロック。例：洗濯機の蓋)などの工学的な対策や、危険な作業自体を排除し又は代替化するなどの本質的な安全対策の推進。

同種災害の再発防止について

労働安全衛生規則第107条を遵守し労働災害を防止するために

- 作業手順を定め、書面等を作成し、危険性の有無などについて実態を把握する。
- 作業手順作成の際、①行わなくても良い作業、②代替化できる作業、③そもそも不具合が生じないようにするなどのことについて併せて検討し、出来る限り危険な作業の頻度を減らすこと。
- 上記を踏まえ、真に必要な清掃、調整、給油、点検などの作業について、機械の種類毎に停止して行うことができる安全な方法を検討する。
- やむを得ず機械を動かしながら作業を行う場合(安衛規則第107条の除外事由に該当する場合)は、その作業のために囲いを設ける等の設備対策を優先して実行し、その他十分な長さの用具を使用するなどについて検討する。また、センサー等を用いた機能安全についても検討する。
- 検討した事項を実証後に作業手順書として取りまとめ、労働者へ周知し、職長等の責任者の指揮の下で徹底させる。
- なお、ヒューマンエラー等による災害を考え、危険性が高いものについては、機械を止めないと蓋が開かない構造とする(インターロック)など、工学的な改善を併せて検討し推進する。(リスクアセスメントを推進する。)

○作業手順で定められていない突発的、又は緊急的な作業(非定常作業)が生じた場合であっても、作業方法を作業員任せにせず、責任者らと安全な作業方法を検討し、必要に応じ安全担当者などの確認を受け、安全を十分に確保(機械停止等)してから作業すること。

同種災害の再発防止について

労働安全衛生規則第107条を遵守し労働災害を防止するために

○既に作業手順がある場合は、災害事例などにより知り得た知見により、作業手順の安全性を再評価し内容をアップデートすること。

情報源 例

- ・ 自社等の災害事例、労働者から寄せられたヒヤリ・ハット事例、パトロール等の指摘
- ・ 災害情報提供サイト等の活用

例(厚生労働省サイト)

職場のあんぜんサイト

 労働災害事例

労働災害事例のトップへ

- 労働災害事例集
- 死亡災害データベース
- 労働災害(死傷)データベース
- ヒヤリ・ハット事例集
- 機械災害データベース

職場のあんぜんサイト：労働災害事例検索

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/jirei/sai_search.html

同種災害の再発防止について(工学的対策)



全面囲いを設置するとともに、囲い内部へアクセスするための扉には**プラグスイッチ**を設置し、囲い内部に入る際の機械停止の徹底を図っている。

フールプルーフ 起動防止機構(安全プラグ)

出典：滋賀労働局彦根署
製造業の現場における安全対策の好事例集より



可動域が広くて有効なカバーを設けることが困難、かつ、治具の交換が頻繁な機械について、運転を停止しないまま治具の交換を試みたり、接近してしまうことを防ぐため、**マットタイプのエリアセンサー**を設け、圧力を感知したら、即時停止するようにしている。



圧延ロール機からサンプル取りをする際、作業者が深追いして巻き込まれる危険を防止するため、作業位置から急停止できる装置に加えて、**リストバンドによるエリア感知型非常停止装置**を設けている。

機能安全の例

同種災害の再発防止について (安全衛生教育)

労働者への安全衛生教育について

○実施時期など

雇入れ時、作業内容変更時 (法定)
概ね5年毎の定期 (通達等)
高年齢労働者 (通達等) など



未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

製造業向け

【日本語】

- ▶ [PDF 製造業向けマニュアル \[PDF形式: 6,118KB\]](#)
- ▶ [P 日本語教材 \[PPT形式: 3,716KB\]](#)
- ▶ [P 説明用動画 \[PPT形式: 756KB\]](#)

【外国語】

- ▶ [PDF 英語 \[PDF形式: 2,200KB\]](#)
- ▶ [PDF 中国語 \[PDF形式: 1,500KB\]](#)
- ▶ [PDF ポルトガル語 \[PDF形式: 1,420KB\]](#)
- ▶ [PDF スペイン語 \[PDF形式: 1,300KB\]](#)



未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル | 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>

(1) 「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止

■ 機械の清掃、修理は止めてから!

機械の清掃を業に行おうとして、機械を動かしたまま行い、巻き込まれる重篤な災害が発生しています。



■ 機械を止めた作業は不意の起動防止を!

機械の清掃や調整を行うため、機械の起動スイッチを切って作業を行っているときに、他の作業者が気付かずスイッチを入れて同種災害の再発防止について、さまされる、巻き込まれる災害が発生しています。

■ 囲い、安全装置等はその機能の維持を!

安全のため設けられた囲い等を、作業の効率を上げるため外して、機械に巻き込まれる災害が発生しています。

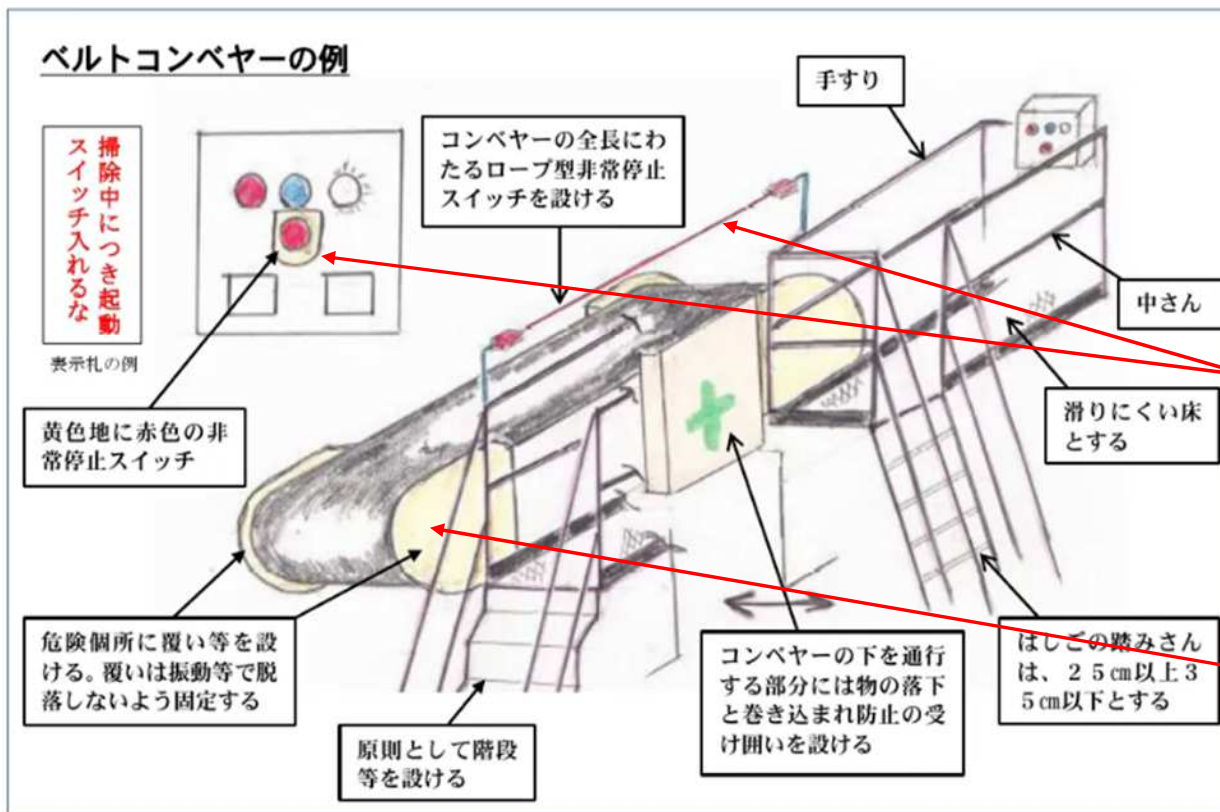
【整理】 	① 整理 いるものといらないものを分け、いらないものは処分します。 (不要なものが置かれていると、つまづいて転倒したり、作業の流れも悪くなります。)
【整頓】 	② 整頓 いるものを使いやすいように、わかりやすく収納します。 (いるものを探していると、作業の能率が下がります。また、食品関係では、整頓で用具等の欠けなども容易にみづかり、製品への異物混入も早期に発見できます。)
【清潔】 	③ 清潔 汚れを取り除いて身の回りをきれいにします。 (機械の正常な動作を維持するために必要です。また、食品を扱う職場では、食中毒予防からも当然衛生的でいつも汚れない状態は必須です。)
【清掃】 	④ 清掃 機械設備、机周り、床などの汚れやゴミを除去します。 (濡れた床をすぐに拭き取ることは、転倒防止からも重要です。)
【習慣 (しつけ)】 	⑤ 習慣 (しつけ) 決められたことをきちんと守ります。繰り返す行いで習慣づけます。 (整理、整頓、清潔、清掃は、理解しているだけでなく、実際にできるよう習慣づけることが重要です。)

監督署における指導事例等について

- 1 安全衛生管理体制の整備、安全衛生委員会の運営など
- 2 自主的安全衛生活動(リスクアセスメントなど)
- 3 動力機械等の安全対策(囲いや覆いの設置、清掃時等の機械停止など)
- 4 フォークリフト等の安全対策(資格、点検、接触防止対策など)
- 5 墜落・転落防止対策(手すりの設置、安全帯の使用、脚立からの墜落防止など)
- 6 安全衛生教育の推進
- 7 行動災害(転倒災害や腰痛)の防止、高年齢労働者の労働災害防止対策など
- 8 健康診断の実施、過重労働対策、メンタルヘルス対策の推進など

その他ベルトコンベヤー安全対策について

ベルトコンベヤーの安全対策



労働安全衛生規則やコンベヤーの安全基準に関する技術上の指針において、基準が定められています。

以下、代表的な安全基準の一例としてご紹介いたします。

労働安全衛生規則

第百五十一条の七十八(非常停止装置)

事業者は、コンベヤーについては、労働者の身体の一部が巻き込まれる等労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、非常の場合に直ちにコンベヤーの運転を停止することができる装置([第百五十一条の八十二](#)において「非常停止装置」という。)を備えなければならない。

労働安全衛生規則

第百一条(原動機、回転軸等による危険の防止)

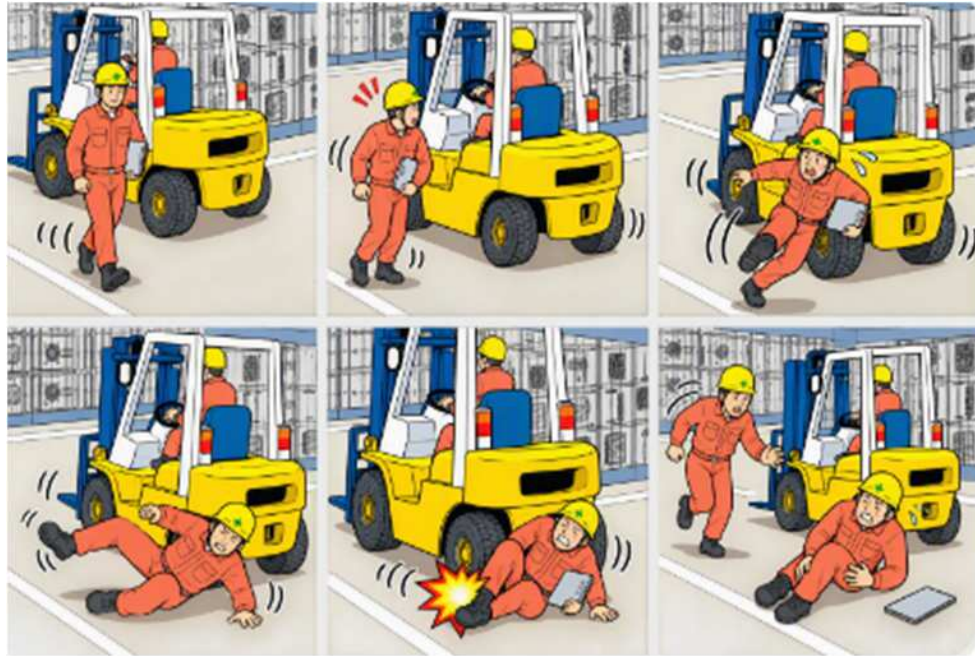
事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆(おお)い、囲い、スリプ、踏切橋等を設けなければならない。

その他ベルトコンベヤー安全対策について

【コンベヤーの点検等のポイント】

- ☐ 回転部分には覆い等が設けられ固定されているか
- ☐ 非常停止スイッチは有効に作動するか
- ☐ 昇降設備、手すり等には著しい腐食、損傷等はないか
- ☐ コンベヤーからの運搬物の落下防止がされているか
- ☐ 関係者以外が立ち入ることを禁止する措置はとられているか
- ☐ 危険個所を絵表示等で明確にしているか
- ☐ 起動スイッチに清掃等のため機械を停止した場合の誤操作防止用の表示等はあるか（上の図を参照）

フォークリフトの安全対策について (接触災害防止)



災害事例 1

工場内でフォークリフト近くを通行していた労働者が、後退中のフォークリフトに轢かれました。



誘導なしで
稼働内は立入禁止

対策例

- 1.フォークリフトの動線と労働者(歩行者)の動線が交わらないよう、フォークリフトから離れた安全な位置に安全通路を設け、フォークリフト稼働中は稼働範囲内への立ち入りを禁止しましょう。
- 2.フォークリフトの安全な徐行速度を定め運転手に遵守させると共に、後方確認や合図により周囲の安全を確認してから運転を開始することを習慣化させてください。

フォークリフトの安全対策について

労働安全衛生規則第百五十一条の三(作業計画)

- 1 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業(不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。以下第百五十一条の七までににおいて同じ。)を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。
- 2 前項の作業計画は、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路及び当該車両系荷役運搬機械等による作業の方法が示されているものでなければならない。
- 3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項の規定により示される事項について関係労働者に周知させなければならない。

労働安全衛生規則第百五十一条の七(接触の防止)

- 1 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又ははその荷に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。
- 2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項ただし書の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

フォークリフトの安全対策について

フォークリフト作業計画

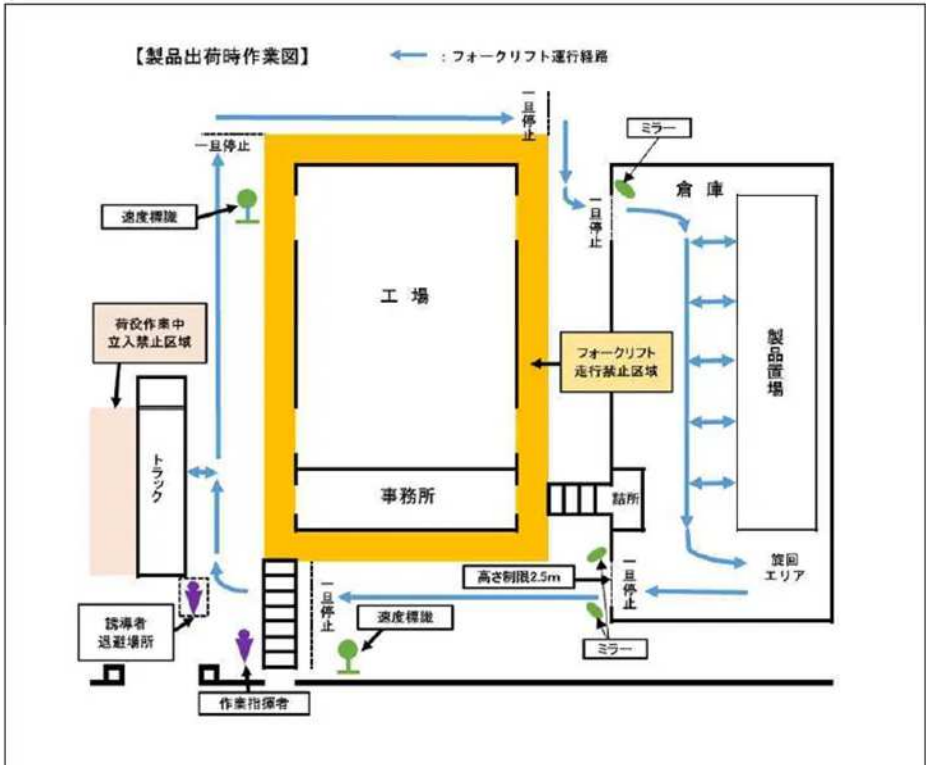
(労働安全衛生規則第151条の3に基づく)

社内審査 確認印	事業主	安全管理者等	作業指揮者	フォークリフト運転者
	印	印	印	印

1. 作成年月日	R 5 年〇月〇日	2. 計画作成者	〇〇 〇〇	3. 作業名	〇〇出荷（積込）作業																										
4. 作業の具体的内容 (荷の運搬工程等を記入する)	①倉庫コンテナ取り降ろし ②バック走行 ③旋回エリアで方向転換 ④高さ制限確認 ⑤倉庫出口一旦停止（ミラー確認） ⑥前進走行（制限速度遵守） ⑦歩行者横断箇所一旦停止 ⑧作業指揮者指示 ⑨右折 ⑩誘導者指示確認 ⑪トラック積込み ⑫倉庫へ前進走行 ⑬工場角一旦停止 ⑭倉庫入口一旦停止（ミラー確認）																														
5. 実施期間	R 5 年〇月〇日（〇）～ R 5 年〇月〇日（〇）		6. 作業人数	〇 名																											
7. 作業時間	<table><tr><td>0</td><td>2</td><td>4</td><td>6</td><td>8</td><td>10</td><td>12</td><td>14</td><td>16</td><td>18</td><td>20</td><td>22</td><td>24</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>←</td><td></td><td></td><td>→</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24						←			→				
0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24																			
					←			→																							
8. 荷	品名	荷姿	形状	個数	1 個の重量																										
	機械部品（品番〇）	箱（パレット積）	箱状	10パレット （1パレット当り20個）	22.5kg （1パレット当り450kg）																										
9. 荷の状況	イ、はい積 ロ、バラ積 ハ、その他（ ）			移動させる距離（ 80 ） m																											
10. 作業指揮者 (安衛規則第151条の4)	氏 名	職制上の地位	当該作業の経験年数	フォークリフトの知識																											
	〇〇 〇〇	作業班長	〇〇 年	有 ・ 無																											
11. フォークリフト 運転者	氏 名	技能講習修了番号	資格取得年月日	当該作業の経験年数																											
	〇〇 〇〇	第〇〇〇〇号	H〇年〇月〇日	〇〇年〇か月																											
	〇〇 〇〇	第〇〇〇〇号	H〇年〇月〇日	〇〇年〇か月																											
			年 月 日																												

17. フォークリフト作業図

- ①フォークリフトの運行経路を図示すること
- ②周辺労働者の立入禁止箇所及びフォークリフトの走行禁止箇所を具体的に記載すること
- ③各種標識・一旦停止・作業指揮者及び誘導者の配置場所を記入すること



(作業計画書の抜粋)

(出典：鳥取労働局フォークリフト作業計画の参考様式等をご活用ください)

労働安全衛生法の運転資格について

車両系荷役運搬機械



最大積載量)

1トン以上・・・**技能講習修了者等**

※労働安全衛生法施行令第20条

1トン未満・・・**特別教育修了者**

※労働安全衛生規則第36条

車両系建設機械



トラクター・ショベル

機体重量

3トン以上・・・**技能講習修了者等**

※労働安全衛生法施行令第20条

3トン未満・・・**特別教育修了者**

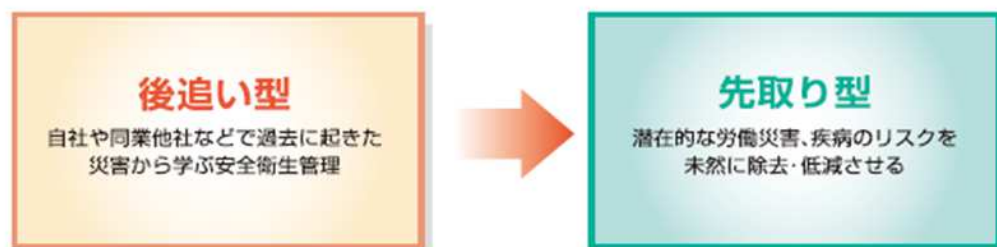
※労働安全衛生規則第36条

リスクアセスメントについて

(1) リスクアセスメントとは

リスクアセスメントとは、作業現場にある危険性又は有害性を特定し、それによる労働災害（健康障害を含む）の重篤度（けがなどの程度）とその災害が発生する可能性を組み合わせることでリスクを見積もり、そのリスクの大きさに基づいて、リスク低減措置を検討し、その結果を記録する一連の安全衛生管理手法です。

このように、リスクアセスメントは、労働災害を防止するための予防的手段（先取り型）であり、過去に発生した労働災害を教訓に、災害発生後に行う事後対策（後追い型）とは異なる取り組みです。

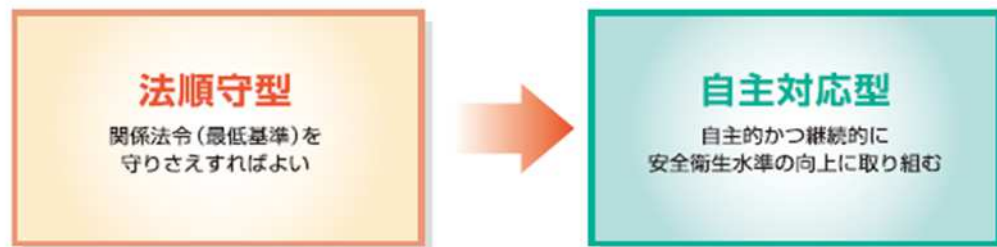


(2) 「自主的な安全衛生対策」へのシフトチェンジ

従来、労働者の安全や健康の問題が起きないようにするために、事業者がとるべき措置義務が法令で定められてきました。しかし、これらは過去の災害などを教訓として作られた最低の基準であり、実際に被害が発生した後でなければ規制が実施できないなどの問題がありました。

つまり、この措置義務を守るだけでは対策が後手にまわることが多く、さらには、作業工程の多様化や使用される設備、原材料、化学物質等が多くなり、安全衛生対策として万全ではないことがわかってきました。

このため、今では、個々の会社（事業場）が作業の実態や特性を的確にとらえて、自主的な安全衛生対策を行うことが求められています。



リスクアセスメントを実施する場合の実施手順は、次のとおりです。



リスクアセスメントについて

表① 作業者が、危険性・有害性に近づく**頻度**【例】

頻 度	点 数	内容の目安
頻 繁	4	1日に1回程度
時 々	2	週に1回程度
ほとんどない	1	半年に1回程度

表② 作業者が、危険性・有害性に近づいた時に、けがや疾病となる**可能性**【例】

可能性	点 数	内容の目安
極めて高い	6	- 危険領域に手などが入らないような防護カバーなどの工学的対策を実施していない。(危険領域に体の一部が入る(届く)ようになっている) - 非常停止装置や表示・標識類を設置していない。 - 保護具などを着用していない。安全に関する基準(マニュアル)がない。
高い	4	- 危険領域に手などが入らないような防護カバーなどの工学的対策を実施していない。(危険領域に体の一部が入る(届く)ようになっている) - 保護具などを着用している。安全に関する基準(マニュアル)がある。安全教育をしている。
低い	2	- 危険領域に手などが入らないような防護カバーなどの工学的対策を実施しているが、隙間が大きいといった不備がある。(危険領域に体の一部が入る(届く)場合も想定される) - 保護具などを着用している。安全に関する基準(マニュアル)がある。 - 安全教育で保護員の着用や安全に関する基準を守らせるよう指導している。
極めて低い	1	- 危険領域に手などが入らないような防護カバーなどの工学的対策を実施している。(危険領域に体の一部が入る(届く)ことができないようになっている) - 保護具などを着用している。安全に関する基準(マニュアル)がある。 - 安全教育で保護員の着用や安全に関する基準を守らせるよう指導している。

表③ 危険性・有害性によって発生する、けがや疾病の**重篤度**【例】

重篤度	点 数	内容の目安
致命傷	10	死亡や永久的労働不能に繋がるけが
重 傷	6	長期療養を要するけがおよび障害の残るけが
軽 傷	3	休業災害および不休災害(いずれも完治可能なけが)
微 傷	1	手当後、直ちに元の作業に戻る軽微なけが

リスクアセスメントについて

例

作業者が、ソーセージを切断機械で切断中、いったんスイッチを切ったが、カッターが回り続けていることに気付かず手を近づけたため、指を切断する。

頻度は？・・・手が回り続けているカッターに近づく頻度

可能性は？・・・手が近づいた時にけがをする可能性

重篤度は？・・・カッターによって起こるけがの重篤度



表④ 頻度+可能性+重篤度=点数→リスクレベル【例】

点数	リスクレベル	リスク低減措置の優先度
12～20	Ⅳ	直ちに中止または改善する
9～11	Ⅲ	優先的に改善する
6～8	Ⅱ	計画的に改善する
5以下	I	残留リスクに応じて教育や人材配置をする

リスクアセスメントについて

リスク低減措置内容の検討の優先順位

リスク低減措置は、法令で定められた事項がある場合にはそれを必ず実施するとともに、次に掲げる優先順位で検討し実施することが重要です。

法令で定められた事項の実施（該当事項がある場合）

① 危険な作業の廃止・変更

危険な作業の廃止・変更、危険性・有害性の低い材料への代替、より安全な施工方法への変更 など



② 工学的対策

ガード、インターロック、局所排気装置の設置 など



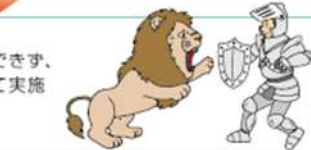
③ 管理的対策

マニュアルの整備、立入り禁止措置、ばく露管理、教育訓練 など



④ 個人用保護具の使用

上記①～③の措置を十分に講じることができず、除去・低減しきれなかったリスクに対して実施するものに限られます



費用、時間、労力なども勘案し、可能な限り優先順位の高いリスク低減措置を実施するようにしてください。

高

リスク低減措置内容の検討の優先順位

低

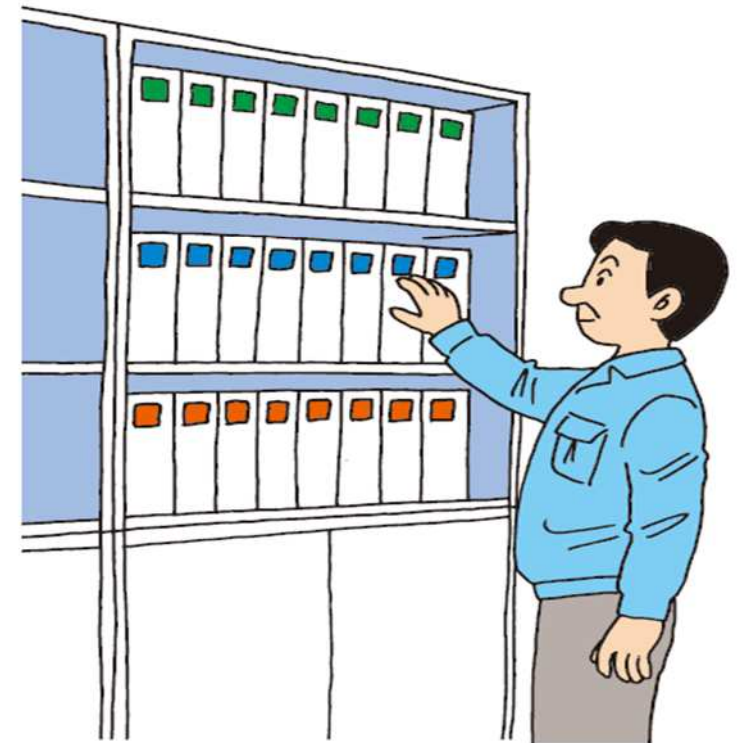
(1) 記録

リスクアセスメントを行い、リスク低減措置を実施したら、これですべて終了ではありません。リスクアセスメントで特定されたリスクを管理すること、言い換えれば自分たちで見つけ出したリスクを日常の安全衛生活動の中で管理することが重要です。

また、適切なリスク低減措置を行うことが困難で、当面暫定的な対策をとるだけの場合などでは、記録を確実に残し、可能な限り速やかに適切な措置を実施することが重要です。そのためには、リスクアセスメントの記録を整理し、関係者は、いつでも、見るができるようにしておく必要があります。

(2) リスクアセスメントの見直し

実施したリスクアセスメントが適切であったか、さらなる改善が必要かどうか検討する必要があります。見直し内容としては効率的でやりやすいか、リスクの見積もり・優先度の設定の基準や判定の基準は適切か、などがあります。



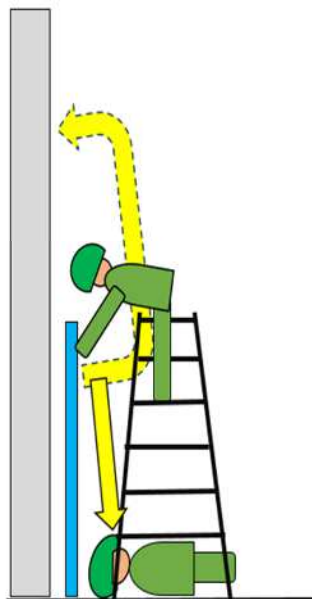
墜落・転落災害防止について (脚立)

北見署管内労働災死亡害事例

業種	建築工事業
災害の概要	脚立を使用して、石膏ボードを壁に貼り付ける作業を行うため、脚立にまたがって、高さ約180cm、幅約90cm、重さ約20kgの石膏ボードを持ち上げた際、墜落した。
対策	・高所作業の場合は可搬式の作業床や高所作業車を使用する等、より安全な方法を検討すること。 ・脚立を使用する際、作業者の身体の重心が、自分の両足や脚立の脚部に出ないようにするため、重たい物は2名で運ぶなど安全な方法を検討し実行すること。

本件は、令和7年の災害です。
このほかに、建設業工事業以外の業種で、令和7年は蛍光灯や電球の交換作業中に脚立から墜落した死亡災害が2件発生しました。

イラストは北見労働基準監督署が作成したイメージです。



1 mは一命取る！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- ☐ 脚立は安定した場所に設置している
- ☐ 開き止めに確実にロックをかけた
- ☐ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- ☐ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- ☐ 天板上や天板をまたいで作業をしない
- ☐ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- ☐ 作業は頭の真上でしない
- ☐ 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



墜落・転落災害防止について（脚立）

その保護帽（産業用ヘルメット） 正しく使用していますか？



◆保護帽（産業用ヘルメット）には、使用区分があります。

	① <u>飛来・落下物用</u> 「飛んでくる物」「落ちてくる物」から頭部を保護するもの
	② <u>墜落時保護用</u> 「墜落」による頭部への衝撃を軽減し、頭部を保護するもの
	③ <u>電気用</u> （使用電圧 7,000 ボルト以下） 頭部感電による危険を防止するもの

**保護帽の用途(墜落時保護用)
を確認してください。**

◆「保護帽を着用しない場合（無着用）」、「飛来・落下物用（ライナーなし）装着時」、「墜落時保護用（ライナーあり）装着時」のそれぞれを比較した場合、高さ 30cm から転倒した場合は保護帽無着用に比べて保護帽着用時では衝撃が 1/12 に軽減され、100cm から転倒した場合には飛来・落下物用保護帽に比べて墜落時保護用では衝撃が 1/2 以下に軽減されます。

墜落・転落災害防止について (脚立)

3. 3. 2 脚立の正しい使い方

脚立の正しい使い方は図3-15のとおりであり、設置と使用のポイントを以下に示す。



図3-15 脚立の正しい使い方

①作業箇所可能な限り近接したところに設置する (図3-16)。



③片手が塞がった状態で昇降しない (図3-27)。

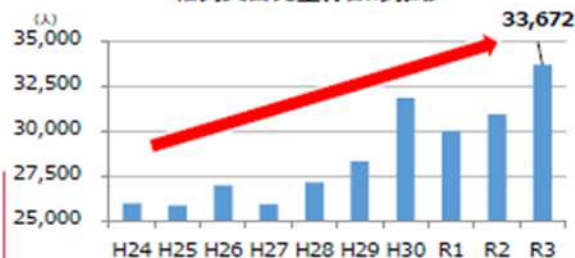


木造家屋等低層住宅建築工事
墜落防止標準マニュアル

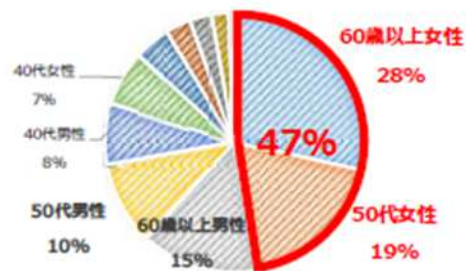
転倒災害の防止について

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

転倒災害発生件数の推移



性別・年齢別内訳



転倒による怪我の態様

・骨折(約70%)

- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数(※労働者死傷病報告による休業見込日数)

47日

転倒したのは...



転倒災害が起きているのは
移動のときだけではありません

転倒時の類型

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します

転倒災害の防止について

STOP! 転倒災害

! 3つの転倒予防

転倒による労働災害は最も多く、**全体の約25%**
 転倒によるケガの **約6割** が **休業1か月以上** のケガです!!

1 作業場所の整理整頓 **2 作業場所の清掃** **3 毎日の運動**

▶ 転倒災害は、**大きく3種類** に分けられます。
 皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り **つまずき** **踏み外し**

チェック項目		☐
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	通路や階段を安全に移動できるように 十分な明るさ 照度)が確保されていますか	☐
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいきますか	☐
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	☐
7	転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進を図っていますか	☐
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐

転倒災害の防止について

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
 > 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
 

動画3分
エクササイズ
 中小企業労働安全衛生協会
転倒予防セミナー
-  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
 > バックヤード等も含めた整理、整頓 (物を置く場所の指定) の徹底

-  通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
 > 敷地内 (特に従業員用通路) の凹凸、陥没穴等 (こくわずかなものでも危険) を確認し、解消
-  作業場や通路以外の障害物 (車止め等) につまずいて転倒 (8%)
 > 適切な通路の設定
 > 敷地内駐車場の車止めの「見える化」

-  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
 > 設備、什器等の角の「見える化」
-  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
 ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
 > 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

Before


After


「滑り」による転倒災害の原因と対策

-  凍結した通路等で滑って転倒 (25%)
 > 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)

 -  作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)
 > 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
 (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底)

 -  水場 (食品加工場等) で滑って転倒 (16%)
 > 滑りにくい履き物の使用 (労働安全衛生規則第558条)
 > 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)
 > 隣接エリアまで濡れないよう処置

 -  雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)
 > 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
- (★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」(補助率1/2、上限100万円)を利用できます
 中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます
- 


エイジフレンドリー補助金
 中小企業労働安全衛生協会
安全衛生サポート事業

職長教育について

職長こそ、労働災害防止のキーマン

1 職長とは

現場、作業所等において、作業中の労働者を直接指導又は監督する地位にある者を「**職長**」と言います。

職長は、労働災害防止のキーマンと言われており、現場、作業所等における職長の職務の励行が、その現場、作業所等の安全衛生状態を大きく向上させると言っても過言ではなく、これからも職長は、労働災害防止のキーマンとして大いに期待されているところです。

労働安全衛生法第 60 条では、建設業、製造業等政令で定める業種において、事業者は、新たに職務に就くこととなった職長に対し、作業方法の決定、作業者の適正配置、部下の指導監督の方法等について安全衛生教育（職長教育）を行うことが規定されています。

注文者等による対策

1 注文者の責務の範囲の明確化 (R7.5)

- ・ 建設工事以外の注文者にも広く、適用されるよう労働安全衛生法第3条第3項（注文者が講ずべき措置）の規定の趣旨の明確化（適用範囲、配慮の内容等）
- ・ 作業場所や作業方法の指定など、注文者の関与の状況を踏まえた具体的措置内容の明確化
- ・ 発注条件が受注者の安全衛生に影響を及ぼす可能性があること、安全衛生経費の必要性に関する意識啓発の実施
- ・ 具体的な作業内容や作業条件等を契約時に明確化することを関係者へ周知等

2 注文者等が行う措置の対象に「個人事業者等」を含める (R8.4)

- ・ 建設業等の元方事業者が実施する統括管理の対象（※）、機械等貸与者等の講ずべき措置の対象及び建築物等貸与者の講ずべき措置の対象に「個人事業者等」が含まれることの明確化

※ 「個人事業者等」は関係請負人として、元方事業者が講じる措置に応じて必要な措置を講じること等が義務付けられる。

- ・ 機械等貸与者の措置の対象機械について、「移動式クレーン」等に限定されている対象機械等に、他の危険性が高い機械（フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー）を追加
- ・ 建築物等貸与者の対象建築物について、「事務所」、「工場」に限らず事業の用に供されるあらゆる建築物を対象とし、当該建築物に関して講ずべき措置（共有部分の墜落危険箇所の防護、安全な通路の保持）を追加

注文者等による対策

(事業者等の責務)

第三条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

2 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。

3 建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(3) 第3条第3項の「建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者」が仕事を注文する際、①作業場所、②作業方法、③作業に使用する機械・設備等、④作業に使用する原材料等、⑤作業時間帯等を指定する場合には、当該指定が「安全で衛生的な作業の遂行」に影響を及ぼすことがあることから、指定内容に応じ、安全衛生上、留意すべき情報等を明示する等の配慮が必要であること。

また、指定内容によって安全衛生上必要となる教育・研修の受講や機械等の検査等に要した費用についても、当該費用のうち、当該教育・研修や検査の有効期間を受注した仕事に要する期間で按分した金額を安全衛生経費として計上するなどの配慮が必要であること。

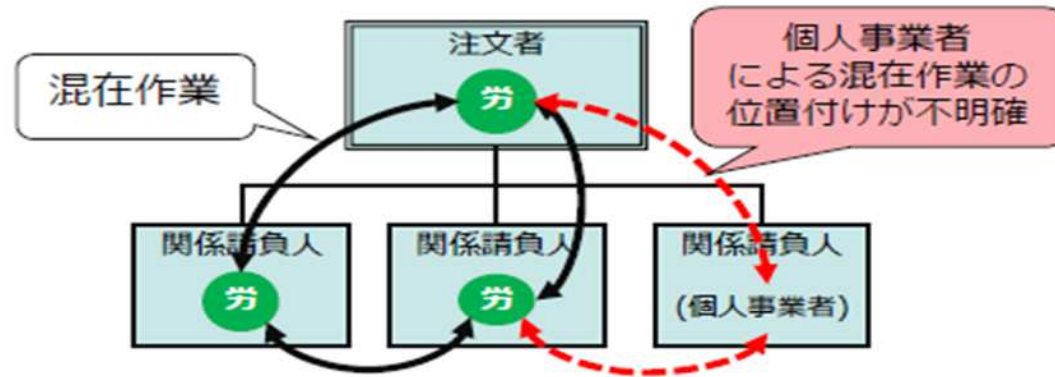
(5) 第3条第3項の「安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件」には、無理な工期・納期の設定や変更、当初予定していなかった条件の注文後の付加等が含まれるものであること。

また、運送業や短期間で行われる建設工事のように、発注ごとに作業場所や作業環境が異なり、仕事を受注した者が作業時に初めて具体的な状況が分かるような場合には、「建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者」が

- ① 作業場所を管理する者に適切な作業環境の確保を求める
- ② 作業場所を管理する者と協議し、あらかじめ作業内容や作業条件を契約時に明示する

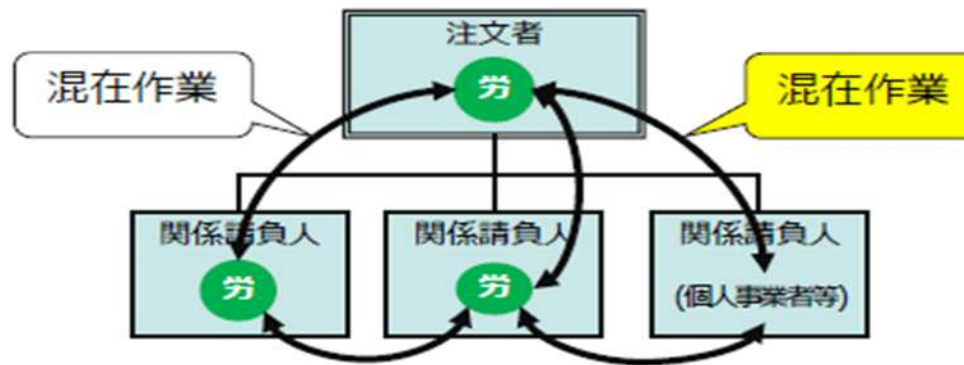
製造業や建設業の混在作業環境における連絡調整1

«現行»



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

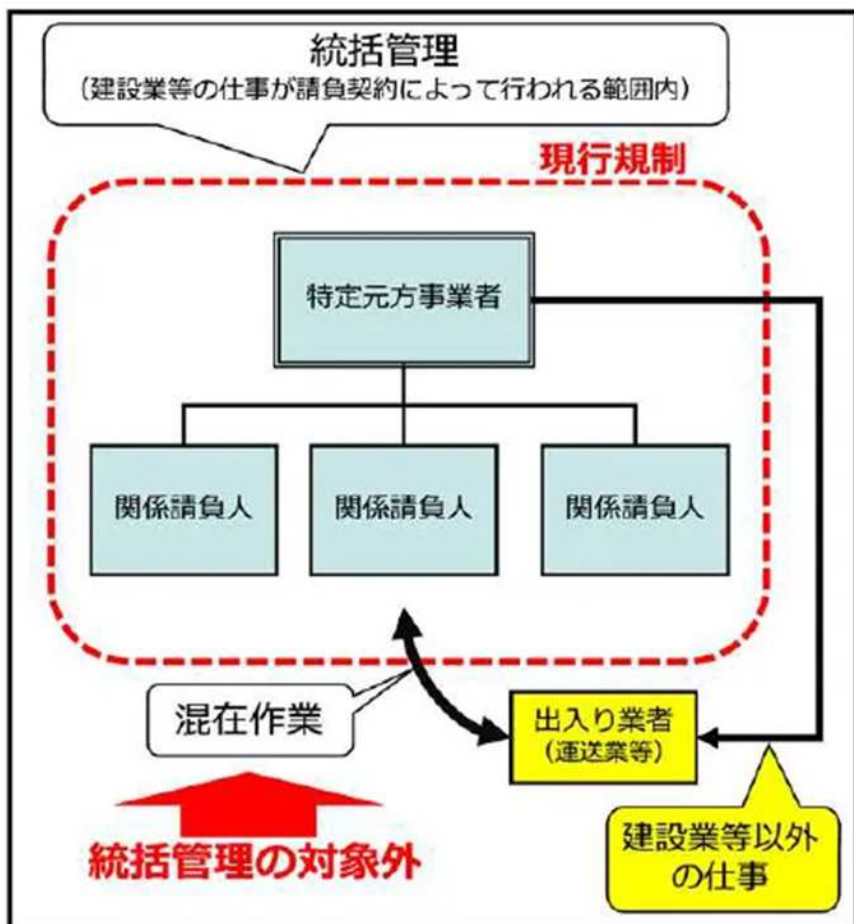
«見直し後»



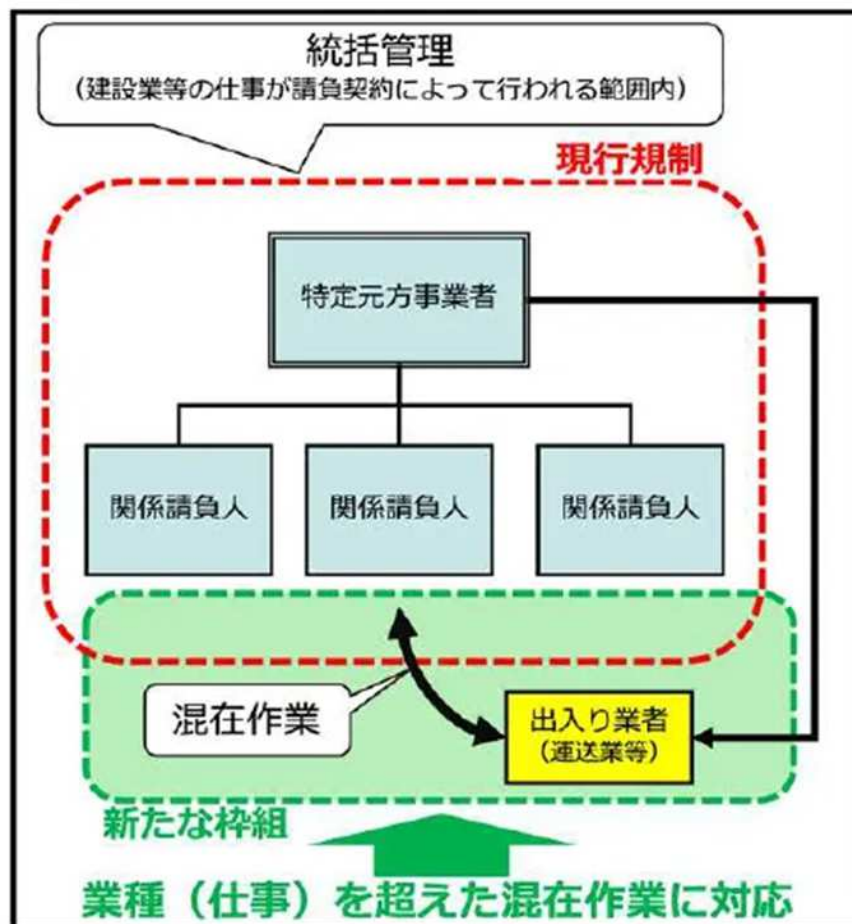
安衛法第30条、第30条の2
改正法が令和8年4月より施行

製造業や建設業の混在作業環境における連絡調整2

《現行》



《改正後のイメージ》

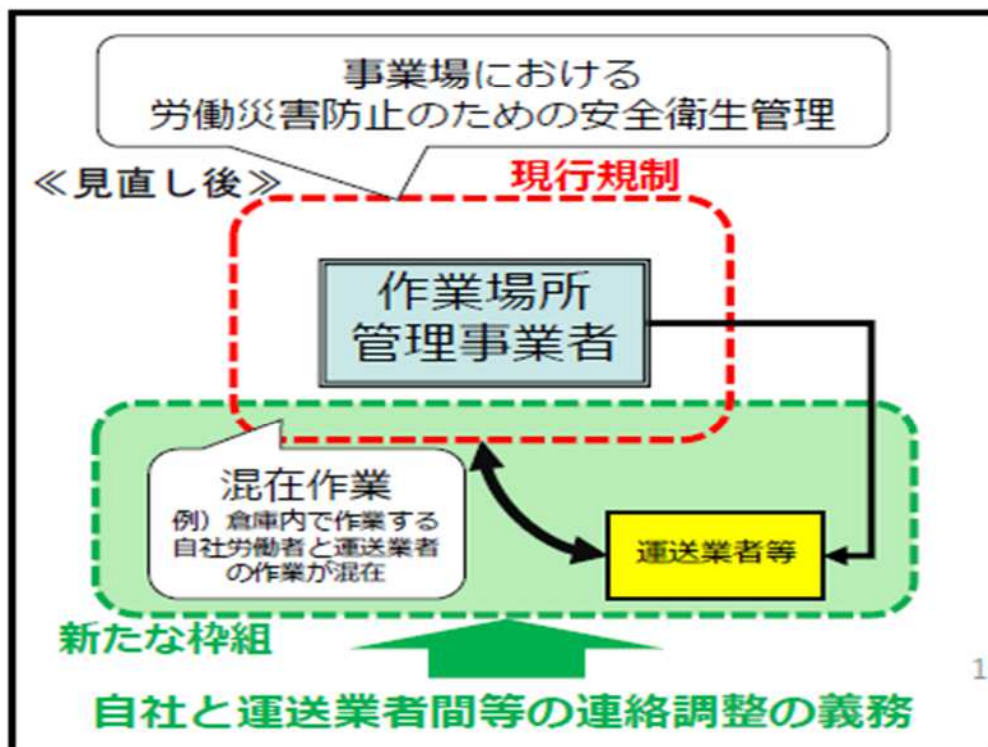
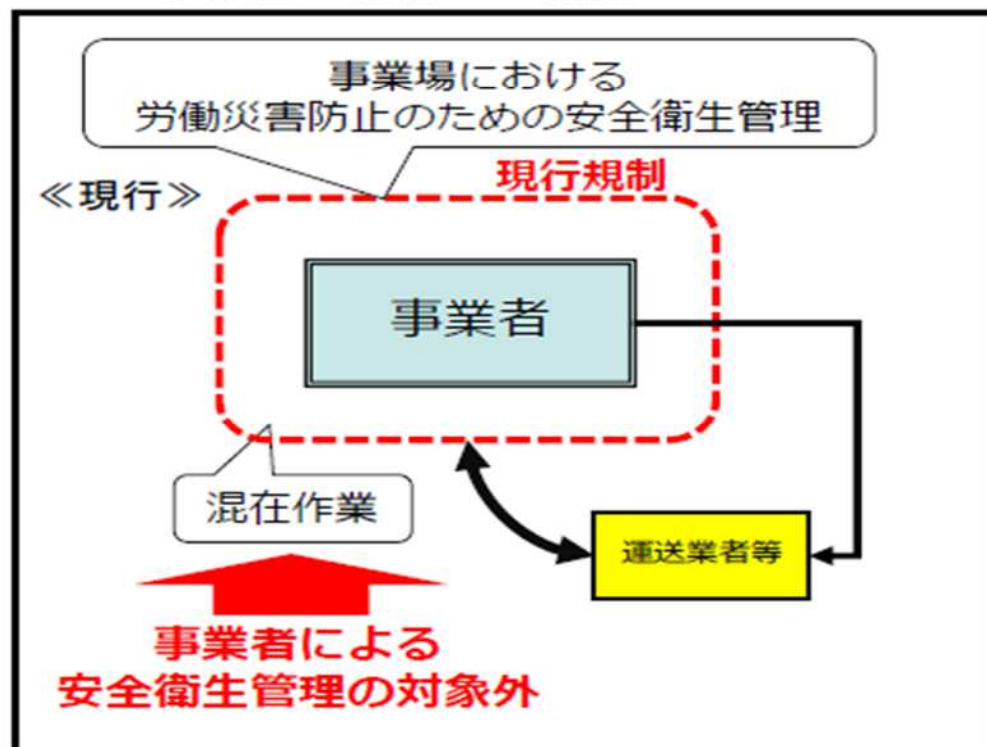


安衛法第30条、
第30条の2
改正法が令和8
年4月より施行

製造業や建設業以外の業種の混在作業環境における連絡調整

3 建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整（R9.4）

- 3業種（建設業・造船業・製造業）や仕事の枠にかかわらず、「一の場所」で行われる混在作業（荷の搬入・搬出作業や機械・設備のメンテナンス作業等）に着目し、混在作業場所を管理する者（作業場所管理事業者）に作業間の連絡調整等の一定の措置を求める枠組みを新たに創設



危険・有害業務等を行う個人場業者等への義務付け

個人事業者自身に対して、**労働者と同じ場所において作業を行う場合**においては、

- ①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止
- ②特定の機械などに対する定期自主検査の実施
- ③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講

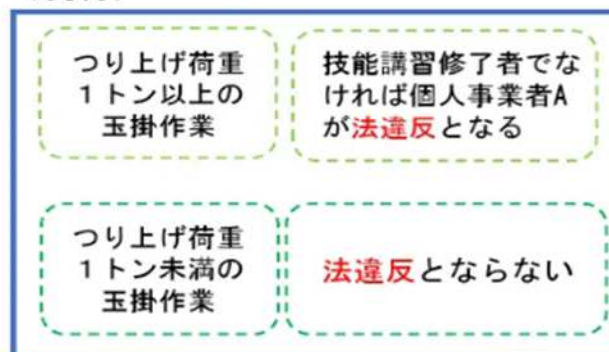
などを義務付けることとしました。

③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講

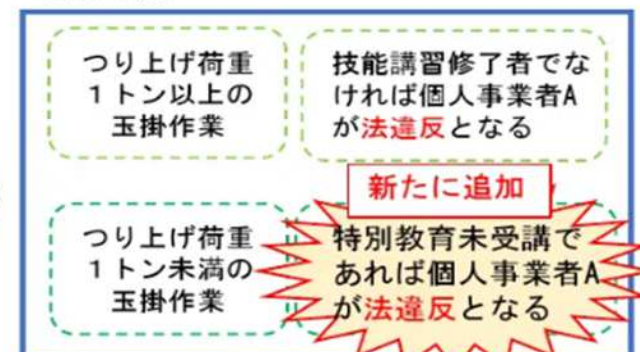
労働安全衛生法第59条第4項関係

例えば、個人事業者Aが玉掛け作業を行う場合

(現行)



(改正後)



なお、**技能講習・免許に係る業務**は上記のとおり、以前から**法違反**となることに留意してください（安衛法第61条第2項）。

災害報告制度(令和9年1月から)

○ 個人事業者等の業務上の災害の把握等

1 報告対象・報告時期

休業4日以上之死傷災害（脳心・精神事案は別途措置。）について、労働基準監督署に遅滞なく報告

2 報告主体

- ・ 個人事業者等が死亡した場合等は、「特定注文者」等（※）が労働基準監督署に報告
※ 「特定注文者」とは、「個人事業者等が行う仕事の注文者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている者のうち、個人事業者等から見て直近上位のもの」をいう。「特定注文者」が存在しない場合には、災害発生場所（事業場等）を管理する事業者（「災害発生場所管理事業者」という。）が労働基準監督署に報告。
- ・ 個人事業者等が災害発生の事実を伝達・報告することが可能な場合は、「個人事業者等」が「特定注文者」等に報告し、報告を受けた「特定注文者」等が監督署に報告
- ・ 個人事業者等が中小企業経営者や役員である場合は、上記にかかわらず所属企業が監督署に報告
※ 個人事業者等本人や個人事業者等が加入している業種・職種別団体から監督署への情報提供も可能

3 報告事項

- ・ 発生場所、災害発生日時、被災者に関する情報（氏名、年齢、性別、業種等）、報告者に関する情報、被災程度、災害の概要・原因など

4 その他

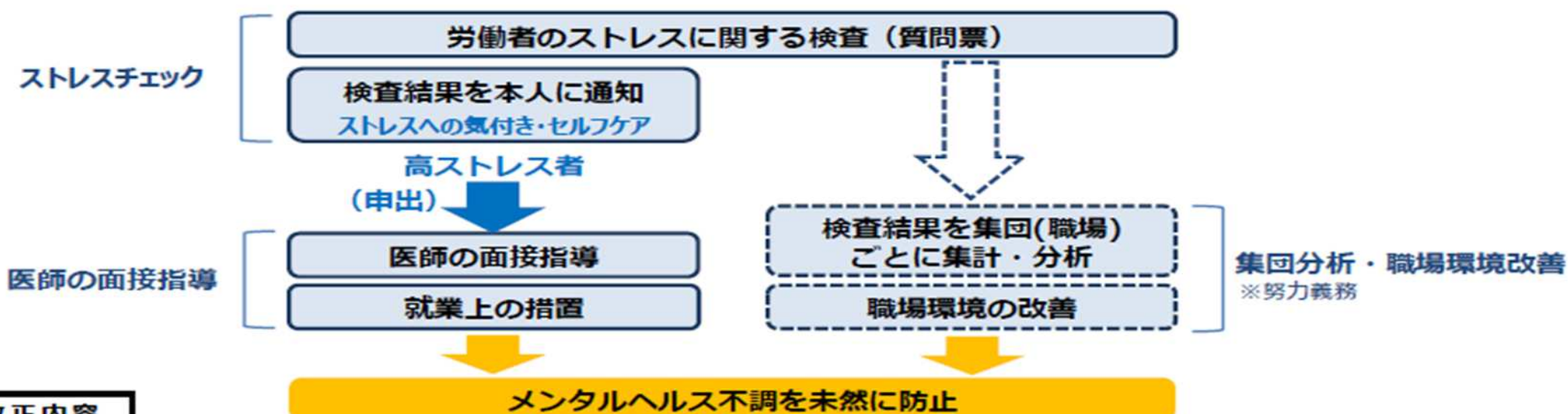
- ・ 個人事業者等が「特定注文者」等に報告したことを理由とする特定注文者等による不利益取扱いの禁止
- ・ 脳・心臓疾患及び精神障害に関しては、災害報告とは別に、個人事業者等自身が労働基準監督署に報告できる（報告事項には、上記3に加え、「発症と関連のある情報」も含む。）

4. 改正労働安全衛生法の概要② 職場のメンタルヘルス対策の推進

背景

- 事業場におけるメンタルヘルス対策については、メンタルヘルス不調の未然防止の観点で、平成27年12月にストレスチェック制度が導入されたが、**50人未満の事業場では努力義務**にとどまっていた。

(ストレスチェック制度の流れ)



改正内容

- ストレスチェックは労働者50人以上の事業場に義務付けられていた（50人未満は努力義務）ところ、今年5月に公布された改正労働安全衛生法により、これを**全ての事業場に義務化**する。

※ 小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、

- ・ 50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルの作成
- ・ 医師による面接指導の受け皿となる「地域産業保健センター」（地さんぽ）の体制拡充 等の支援策を講じていく。

また、50人未満の事業場の負担等に配慮し、十分な準備期間を設ける（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日）。

4. 改正労働安全衛生法の概要② 高齢者の労働災害防止の推進

背景

- 休業4日以上死傷者数は近年増加傾向にあり、この要因として、高年齢労働者の労働災害の増加が挙げられる。
- また、高年齢労働者は、他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い。

改正内容

- 高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。
- 厚生労働大臣は、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（※）を定め、当該指針に従い、事業者又はその団体に対して必要な指導、援助等を行うことができるものとする。

（※）現在、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）において、安全衛生管理体制の確立（リスクアセスメントの実施等）、職場環境の改善（ハード・ソフト面の対策）、高年齢労働者の体力の状況把握などの取組を求めており、これを参考に指針を検討。

【参考】高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの概要 エイジフレンドリーガイドライン（安全衛生部長通達）

1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主にハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主にソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇入れ時および定期の健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- ・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

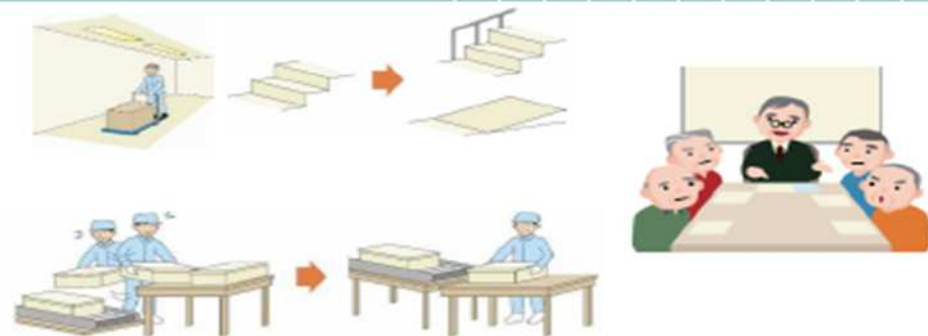
● 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」に基づく取組に努めます。
- ・集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。
- ・「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。
（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）



改正労働安全衛生法説明会

令和7年12月から令和8年2月にかけて、全国13都市で説明会を開催しました。

- [説明会動画](#) ※YouTubeへ移動します
-  [説明会資料 \[3.3MB\]](#) 

労働安全衛生法等の改正

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が第217回国会で成立し、令和7年5月14日に公布されました（令和7年法律第33号）。

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

- [労働安全衛生法の改正について - 厚生労働省 | 厚生労働省](#)

[個人事業者等の安全衛生対策について | 厚生労働省](#)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03_00004.htm
|

